



発行新 鴻 県号外4平成28年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

訓令

- 8 新潟県文書規程の一部改正(法務文書課)
- 9 新潟県青少年総合対策本部設置規程の一部改正(児童家庭課)

訓令

◎新潟県訓令第8号

本 地 域 機 関

新潟県文書規程(昭和60年3月新潟県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施す る。ただし、行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規程の実施前にされた行 政庁の処分その他の行為又はこの規程の実施前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、改正 後の規定(第2条、第35条第1項、第70条第5号及び別表第2の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例によ る。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

前 正 徬 正 (定義) (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 所長 組織規則第10条から第158条までに規 定する所、場、センター等(地域振興局にあつ ては、部。以下「所」という。)の長をいう。
 - (6) \sim (8) (略)

(法務文書課長への合議)

- 課長に合議しなければならない。
 - (略) $(1) \cdot (2)$
 - (3) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基 づく審査請求、再調査の請求及び再審査請求並 びに他の法令に基づく不服申立て(以下「不服 申立て」と総称する。)に関するもの
 - $(4) \sim (10)$ (略)

(公印及び契印)

第35条 施行する文書は、県報に登載するものを除 き、新潟県公印規程(昭和31年8月新潟県訓令第 19号)に定めるところにより、公印を押さなけれ ばならない。ただし、次に掲げるものは公印を省 略することができる。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

2 (略)

(保存年限)

第45条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 文書の保存年限は、前2項に規定する保存年限の

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 所長 組織規則第10条から第160条までに規 定する所、場、センター等(地域振興局にあつ ては、部。以下「所」という。)の長をいう。
 - (6) \sim (8) (略)

(法務文書課長への合議)

- 第26条 起案書のうち次に掲げるものは、法務文書 | 第26条 起案書のうち次に掲げるものは、法務文書 課長に合議しなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 不服申立てに関するもの

 $(4) \sim (10)$ (略)

(公印及び契印)

- 第35条 施行する文書は、県報に登載するもの(新 潟県公告式条例(昭和25年新潟県条例第38号)第 4条第1項に規定するものを除く。)を除き、新潟 県公印規程(昭和31年8月新潟県訓令第19号)に 定めるところにより、公印を押さなければならな い。ただし、次に掲げるものは公印を省略するこ とができる。
 - (1) (2) (略)
- 2 (略)

(保存年限)

第45条 (略)

- (略)
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 文書の保存年限は、前2項に規定する保存年限の

満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までとする。この場合において、一の号に該当する文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までを当該文書の保存年限とする。

- (1) (2) (略)
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上 の行為をするために必要とされるもの 当該不 服申立てに対する裁決、決定その他の処分があ つた日の翌日から起算して1年間
- 4·5 (略)

(文書の種類)

- 第62条 県において作成する文書の種類及び性質は、 次に掲げるとおりとする。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) その他の文書

ア~キ (略)

ク <u>不服申立てに関する文書</u>(決定書、裁決書 等)

ケ (略)

(官報報告事項)

- 第70条 官報報告を要する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての<u>審査</u> <u>請求</u>があつた場合又はその<u>審査請求</u>に対する裁決をした場合におけるその要旨
 - (3) (4) (略)
 - (5) 次に掲げる職にある者に係る人事異動
 - ア 副知事、会計管理者及び危機管理監
 - イ <u>長の直近下位の内部組織の長(</u>公営企業管 理者を含む。<u>)</u>

ウ~キ (略)

(6) (略)

別表第1 (第45条関係)

区 分	文 書 の 種 類
第1種文書	(1)~(17) (略)
	(18) 不服申立てその他の争訟
	(訴訟を除く。)に関する文書
	(重要なものに限る。)
	(19)~(26) (略)
第2種文書	(1)~(10) (略)
	(11) 不服申立てその他の争訟
	(訴訟を除く。)に関する文書
	(重要なものを除く。)
	(12)~(19) (略)

満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までとする。この場合において、一の号に該当する文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までを当該文書の保存年限とする。

- (1) (2) (略)
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上 の行為をするために必要とされるもの 当該不 服申立てに対する裁決<u>又は決定</u>があつた日の翌 日から起算して1年間

4·5 (略)

(文書の種類)

第62条 県において作成する文書の種類及び性質は、 次に掲げるとおりとする。

- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) その他の文書

ア~キ (略)

ク 不服申立関係文書(決定書、裁決書等)

ケ (略)

(官報報告事項)

- 第70条 官報報告を要する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3 号から第8号までに掲げる処分についての<u>不服</u> 申立てがあつた場合又はその<u>不服申立て</u>に対す る決定又は裁決をした場合におけるその要旨
 - (3) (4) (略)
 - (5) 次に掲げる職にある者に係る人事異動 ア 副知事
 - イ 公営企業管理者及び部長

ウ~キ (略)

(6) (略)

別表第1 (第45条関係)

区 分	文 書 の 種 類
第1種文書	(1)~(17) (略)
	(18) <u>審査請求、異議申立て</u> その
	他の争訟 (訴訟を除く。)に関す
	る文書(重要なものに限る。)
	(19)~(26) (略)
第2種文書	(1)~(10) (略)
	(11) <u>審査請求、異議申立て</u> その
	他の争訟(訴訟を除く。)に関す
	る文書(重要なものを除く。)
	(12)~(19) (略)

名

課

(略) (略) 別表第2 (第65条関係) 別表第2 (第65条関係) 記 号 記号 名 (略) (略) 児 児 課 児 児 童 家 庭 童 家 庭 少 対 少 子 策 課 化 対 (略) (略)

第67条第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 指令

新潟県、第、、号× 平成、、年、月、日×

- \bigcirc
- ×住所
- ×氏名又は名称
- ×申請者の職名及び氏名 様

 \bigcirc

新潟県知事××氏 名印×

 \bigcirc

※平成、、年、月、日付け(第、号)で申請の、、、、について、(下記条件を付して)許可(認可)(、、)します。

 \bigcirc

記

- \bigcirc
- $1 \times 1 \times 1 \times 1 \times 1$
- $2 \times 1 1 1 1 1$
 - 0

付記

- 1×審査請求について
- ××この処分について不服がある場合は、この処分が
- ×あつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以
- ×内(以下「不服申立期間」といいます。)に、ヽヽに
- ×対して審査請求をすることができます。
- ××ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分
- ×があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合
- ×は、審査請求をすることができなくなります。
- ××なお、正当な理由があるときは、不服申立期間や
- ×この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過
- ×した後であつても審査請求をすることが認められる
- ×場合があります。
- 2×処分の取消しの訴えについて
- ×(1)×この処分については、上記1の審査請求のほ
- ××か、この処分があつたことを知つた日の翌日から
- ××起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴
- ××訟において新潟県を代表する者は、、となりま
- $\times \times$ す。)、処分の取消しの訴えを提起することができ $\times \times$ ます。
- ×(2)×また、上記1の審査請求をした場合には、処

- ××分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決
- ××があつたことを知つた日の翌日から起算して6か
- ××月以内に提起することができます。
- ×(3)×ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))
- ××の期間が経過する前に、この処分(審査請求をし
- ××た場合には、その審査請求に対する裁決)があつ
- ××た日の翌日から起算して1年を経過した場合は、
- ××処分の取消しの訴えを提起することができなくな ××ります。
- ×××なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査
- ××請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査
- ××請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)
- ××があつた日の翌日から起算して1年を経過した後
- ××であつても処分の取消しの訴えを提起することが
- ××認められる場合があります。

(9) 達

新潟県、第、、号× 平成、、年、月、日×

- \bigcirc
- ×住所
- ×氏名又は名称
- ×代表者の職名及び氏名 様
 - \bigcirc

新潟県知事××氏 名印×

 \bigcirc

× \ \ 法第 \ 条の規定により、(\ \ \ した\ \ を)(下 記の理由により) \ \ \ \ \ \ することを命じます。(禁止 します。)(取り消します。)

 \bigcirc

記

- \bigcirc
- $2 \times 1 \times 1 \times 1 \times 1$
- \bigcirc

付記

- 1×審査請求について
- ××この処分について不服がある場合は、この処分が
- ×あつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以
- ×内(以下「不服申立期間」といいます。)に、ヽヽに
- ×対して審査請求をすることができます。
- ××ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分 ×があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合
- ×は、審査請求をすることができなくなります。
- ××なお、正当な理由があるときは、不服申立期間や
- ×この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過
- ×した後であつても審査請求をすることが認められる
- ×場合があります。 2×処分の取消しの訴えについて
- ×(1)×この処分については、上記1の審査請求のほ
- ××か、この処分があつたことを知つた日の翌日から

- ××起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴
- ××訟において新潟県を代表する者は、、となりま
- $\times \times$ す。)、処分の取消しの訴えを提起することができ $\times \times$ ます。
- \times (2) \times また、上記1の審査請求をした場合には、処
- ××分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決
- ××があつたことを知つた日の翌日から起算して6か
- ××月以内に提起することができます。
- ×(3)×ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))
- ××の期間が経過する前に、この処分(審査請求をし
- ××た場合には、その審査請求に対する裁決)があつ
- ××た日の翌日から起算して1年を経過した場合は、
- $\times \times$ 処分の取消しの訴えを提起することができなくな $\times \times$ ります。
- ×××なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査
- ××請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査
- ××請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)
- ××があつた日の翌日から起算して1年を経過した後
- ××であつても処分の取消しの訴えを提起することが
- ××認められる場合があります。

◎新 潟 県 訓 令第9号

- ◎新潟県教育委員会訓令第4号
- ◎新潟県警察本部訓令第10号

新潟県青少年総合対策本部設置規程(昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新 潟 県 知 事 泉 田 裕 彦 新潟県教育委員会委員長 外 山 迪 子 新 潟 県 警 察 本 部 長 山 岸 直 人

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後 改 正 前

別表第2 (第4条関係)

国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 少子化対策課長 労政雇用課長 職業能力開発課長経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生涯学習推進課長文化行政課長 保健体育課長 少年課長

別表第2 (第4条関係)

国際課長 大学·私学振興課長 県民生活課長福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 労政雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長